

消 防 予 第 40 号
令 和 3 年 2 月 9 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

電子申請による建築確認に係る消防同意等事務の取扱について（通知）

電子申請による建築確認手続き等については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」その他の関係法令及び告示の定めるところにより認められているところです。

建築確認手続き等において情報通信の技術を利用することは、申請者にとって窓口まで出向く時間的、距離的制約がなくなるという利点があります。

また、消防同意等事務（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意（以下「消防同意」という。）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 93 条第 4 項に基づく消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）への通知に係る事務のことをいう。以下同じ。）においても情報通信の技術を利用することは、消防長等にとって、事務の効率化や図書の保存スペースの削減などが期待できます。

この度、押印を求める手続の見直しを踏まえた運用について、国土交通省住宅局建築指導課長より各都道府県建築行政主務部長に対し、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）」（令和 2 年 12 月 28 日付け国住指第 3408 号）（別添 1）のとおり、建築確認手続き等における電子申請の取扱いについての留意点について、国土交通省住宅局建築指導課長より都道府県建築行政主務部長、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し、「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（令和 3 年 2 月 1 日付け国住指第 3661 号）（別添 2）のとおり通知され、電子申請等に用いる署名については、「データに氏名等の記録」がされていることをもって、電子署名に代えることができることとされたところです。

これを踏まえ、電子申請による建築確認（指定確認検査機関が実施するものに限る。）に係る消防同意等事務の取扱についても、下記のとおり留意点を通知しますので、適正に対応

されるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであること、「電子申請による建築確認に係る消防同意事務の取扱について（通知）」（平成 27 年 2 月 12 日付け消防予第 53 号）は廃止することを申し添えます。

記

1 消防同意及び消防長等への通知について

消防同意等事務及び建築基準法第 93 条第 4 項に基づく通知を、指定確認検査機関と消防長等との間で情報通信の技術を利用して行う場合は、電磁的記録への氏名等の記録等の適切な方法により、電磁的記録を作成した本人の確認をするとともに、通信途中での電磁的記録の情報漏洩、改ざん等を防止した上で実施されたい。この場合、指定確認検査機関と消防長等は事前に次に掲げる内容等について、実施方法を協議し、合意した上で行うことが望ましい。

(1) 消防同意等事務を電子化する場合の電子ファイルの送受信方法について

- ア ファイルのアップロードやダウンロードが行える電子システムを利用した方法
- イ 電子メールに電子ファイルを添付する方法 等

(2) 同意等の通知の方法について

- ア 確認申請書の同意欄に同意する旨、消防長等の官職、交付日等の記録を行い交付する方法
- イ 確認申請書とは別に、同意する又は同意できない旨、消防長等の官職、建築主の氏名等の事案を特定するために必要な事項、交付日等を記載した文書を新たに交付する方法 等

(3) 図面等の補正等に関する手続等について

- ア 消防機関から補正等を求める内容を指定確認検査機関へ通知する手続
- イ 申請者が補正等を行った図面等について申請者から指定確認検査機関等に提出された場合の手続 等

2 その他

(1) 電子申請された申請図書等を指定確認検査機関が紙に出力した場合の消防同意等事務の手続きは、「消防法等の一部を改正する法律等の運用について」（平成 11 年 4 月 28 日付け消防予第 92 号）によること。

(2) 建築確認手続き等における電子申請については、建築主事等においても対応を行うことが認められており、建築主事等がその運用を行う場合は、各地方公共団体において協議の上、対応すること。

- (3) 消防同意等事務を情報通信の技術を利用する方法で行う場合は、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）を参考にすること。
- (4) 消防同意事務等について、指定確認検査機関から情報通信の技術を利用する方法での実施に係る相談があった場合には、積極的な対応を検討すること。
- (5) 消防同意等事務の電子化の推進に当たっての運用上の留意事項等については、別途通知する予定であること。

（連絡先）

消防庁予防課予防係

担当：栗原、吉田、西出

TEL：03-5253-7523